

令和7年11月13日

令和7年度 第3回磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会【資料2】

国民健康保険税率改定について

磐田市 健康福祉部 国保年金課

磐田市の国民健康保険税に関する経緯



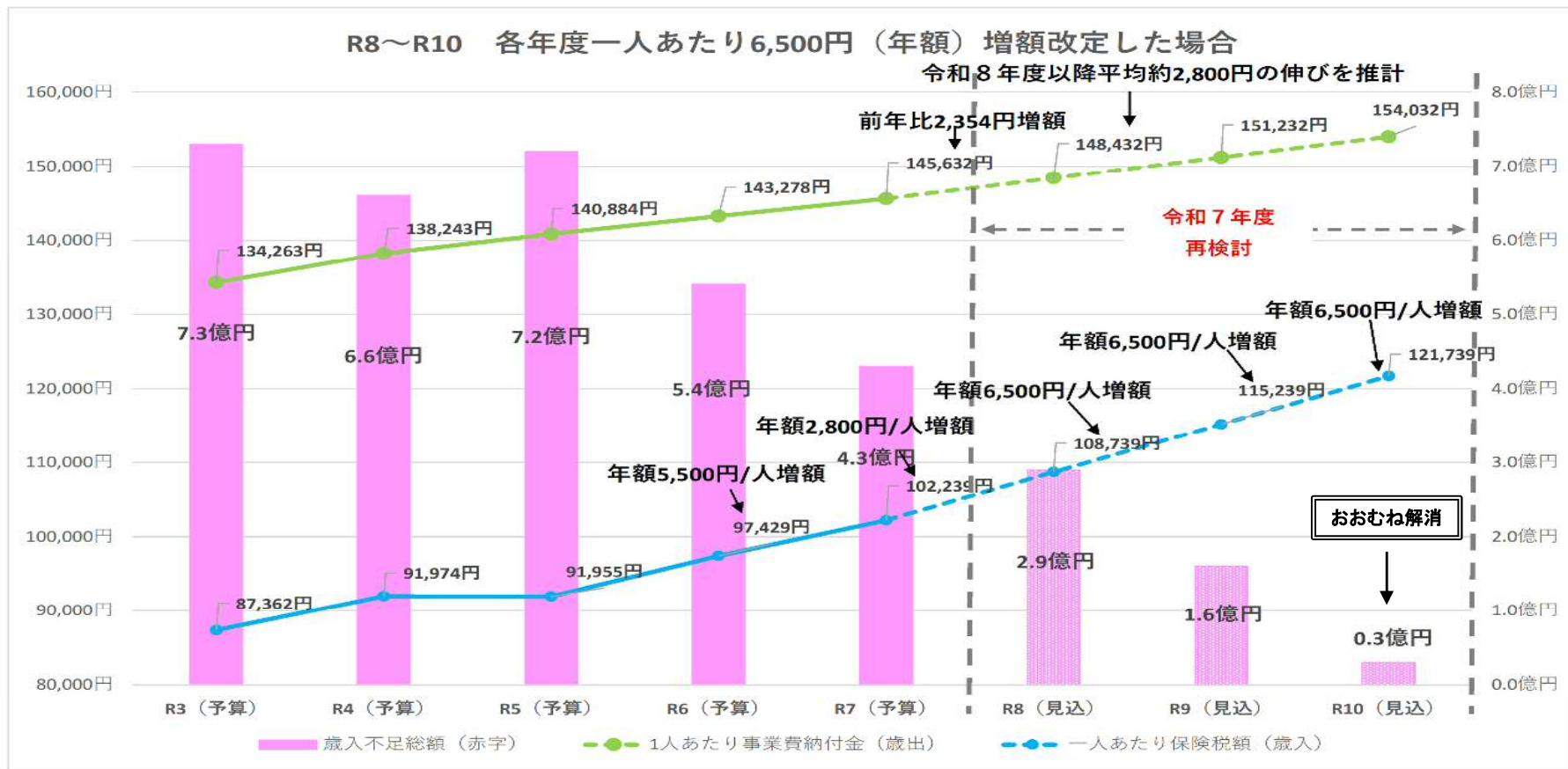
年度	関連事項
令和3年度 (2021年)	<p>『静岡県国民健康保険運営方針』改定（4月） 令和3年度～令和5年度の方針・目標:「赤字繰入れの解消」及び「到達可能な段階の保険料水準の統一」が示される。</p> <p>『磐田市の国民健康保険税率のあり方について』を答申（8月） 令和4年度以降の税率改定に関する答申:「被保険者の負担感に配慮した、令和4年度から2年ごと4回の段階的な税率及び賦課方式（資産割の削減・廃止）の改定の実施」を受ける。</p> <p>令和3年度総額で約7億円、一人あたり約2万円の歳入不足額を5,000円ずつ4回改定し、令和10年度に歳入不足を解消とした。（コロナ禍で医療費の減少等の影響があり、事業費納付金の伸びは見込めなかった）</p> <p>国保税率に係る条例を改定（11月議会定例会）</p>
令和4年度 (2022年)	<p>国保税率改定（4月） 5,000円増額予定であったがコロナ禍による景気悪化に配慮し、3,500円の増額とした。</p> <p>前年度決算剰余金の基金への積立を再開</p>
令和5年度 (2023年)	<p>『磐田市の国民健康保険税率改定について』を答申（11月） 令和6年度及び令和7年度の税率改定に関する答申:「令和10年度までに歳入不足額を3億円程度まで削減することを当面の目標とする。被保険者1人あたり増額幅を2カ年度合計で約8,300円とし、2年毎から毎年の改定とすることで、1回の増額幅を抑える。」を受ける。</p> <p>令和6年度5,500円、令和7年度2,800円(R4改定で見込めなかった事業費納付金の増額分)の増額とした。（令和4年度の1,500円の減額分は、令和6・8・10で500円ずつ加算）</p> <p>令和5年度中に国保事業基金積立金を増額</p> <p>国保税率に係る条例を改定（2月議会定例会）</p>
令和6年度 (2024年)	<p>国保税率改定（4月） 『静岡県国民健康保険運営方針』改定（4月） 決算補填等目的の法定外繰入は解消</p>

8/21国保運営協議会での改定案



改定案① 「令和10年度に歳入不足額を解消する場合」

- ・歳入不足額を、当初の目標年次である令和10年度に解消するために、毎年6,500円程度の増額改定を行う。
- ・前回改定（令和6年度5,500円、令和7年度2,800円）より、1年あたり2,350円（6,500円-4,150円）の増額となる。
- ・今回の改定では、令和8年度及び令和9年度それぞれ6,500円程度増額することとし、令和10年度以降の改定方法は、令和9年度に再度、検討する。

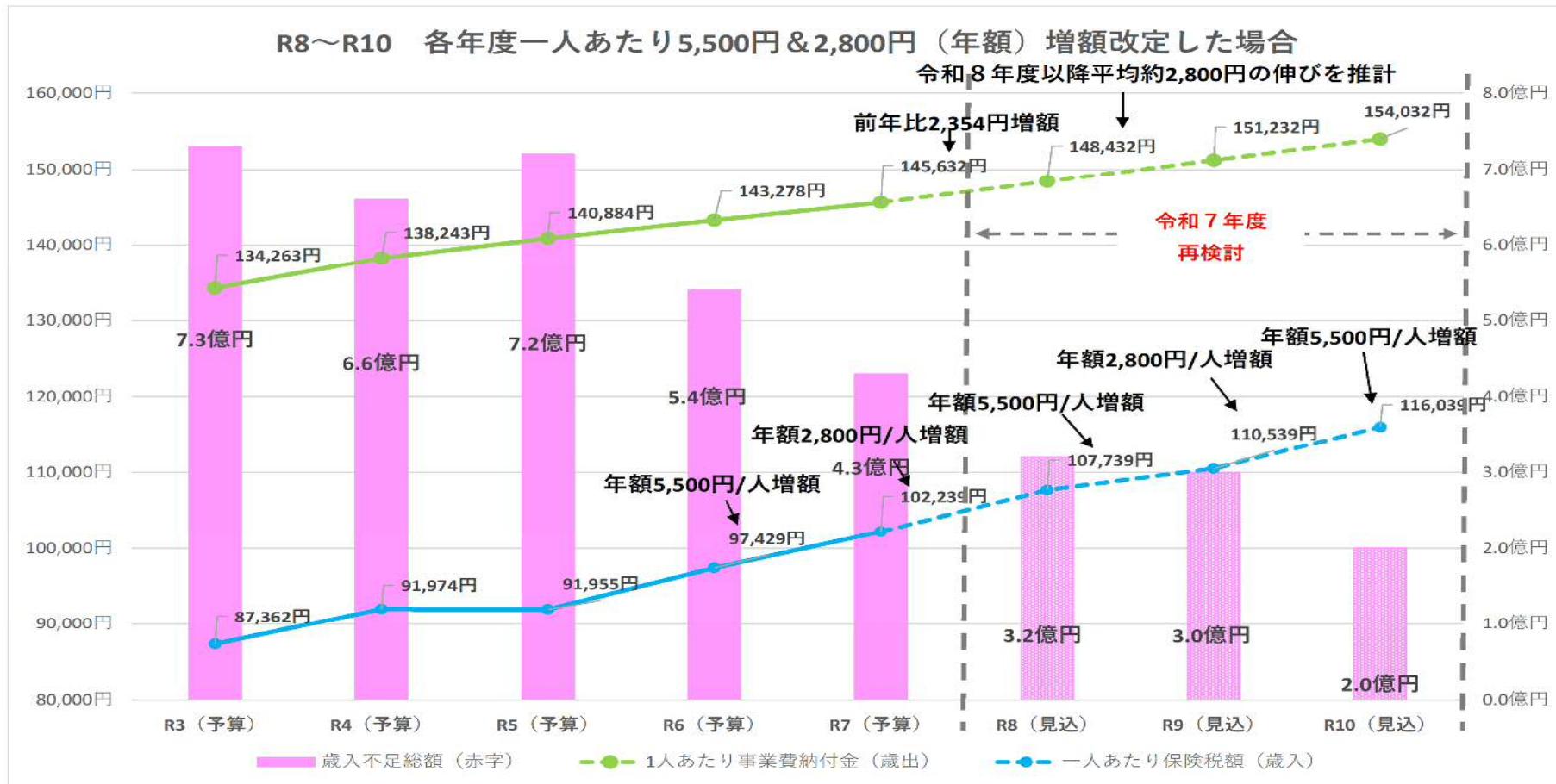


8/21国保運営協議会での改定案



改定案② 「前回の増額幅で改定する場合」

- ・前回の増額幅（令和6年度5,500円、令和7年度2,800円）と同額程度の改定を行う。
- ・前回改定時の「歳入不足額を令和10年度までに3億円程度まで削減するとした当面の目標」は達成され、2億円程度となる見込みである。
- ・今回の改定では、令和8年度5,500円程度、令和9年度2,800円程度増額することとし、令和10年度以降の改定方法は、令和9年度に再度、検討する。



被保険者数の見込み



	R07 (予算)	R08 (見込み)	R09 (見込み)	R10 (見込み)
市の被保険者数推計※1	29,260人	28,095人	27,550人	27,142人
減少数※3	-900人	-900人	-900人	-900人
減少率	-3.1%	-3.2%	-3.3%	-3.3%
差し引き	28,360人	27,195人	26,650人	26,242人
予算見込み被保険者数※2	28,400人	27,200人	26,700人	26,200人

被保険者数の見込み

- ※1 市の被保険者数推計は、市の人口推計に令和7年9月末の国保加入率を乗じて算定した。
- ※2 予算見込み被保険者数は、令和7年度は、県が事業費納付金の算定に用いた被保険者数とした。
- ※3 減少数は、令和7年度市の被保険者数推計29,300人と令和7年度県の事業費納付金算定被保険者数28,400人の差とした。

一人あたり事業費納付金の見込み



年度	基金充当なしの場合（推計）									見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
一人当たり納付金(磐田市)	121,474円	129,193円	133,393円	138,854円	141,684円	142,139円	144,583円	157,819円	161,291円	165,001円	168,796円	平均
前年比増減	7,719円	4,200円	5,461円	2,830円	455円	2,444円	13,236円	3,472円	3,710円	3,795円	3,659円	
伸び率	1.064	1.033	1.041	1.020	1.003	1.017	1.092	1.022	1.023	1.023	1.023	

*伸び率は、H30～R7は基金充当なしの場合の磐田市推計、R8～R10は基金充当なしの場合の過去5年の県全体の平均伸び率（最大値、最小値を除く）により推計

1年度あたり平均約3,600円の増額

一人あたり事業費納付金の見込み

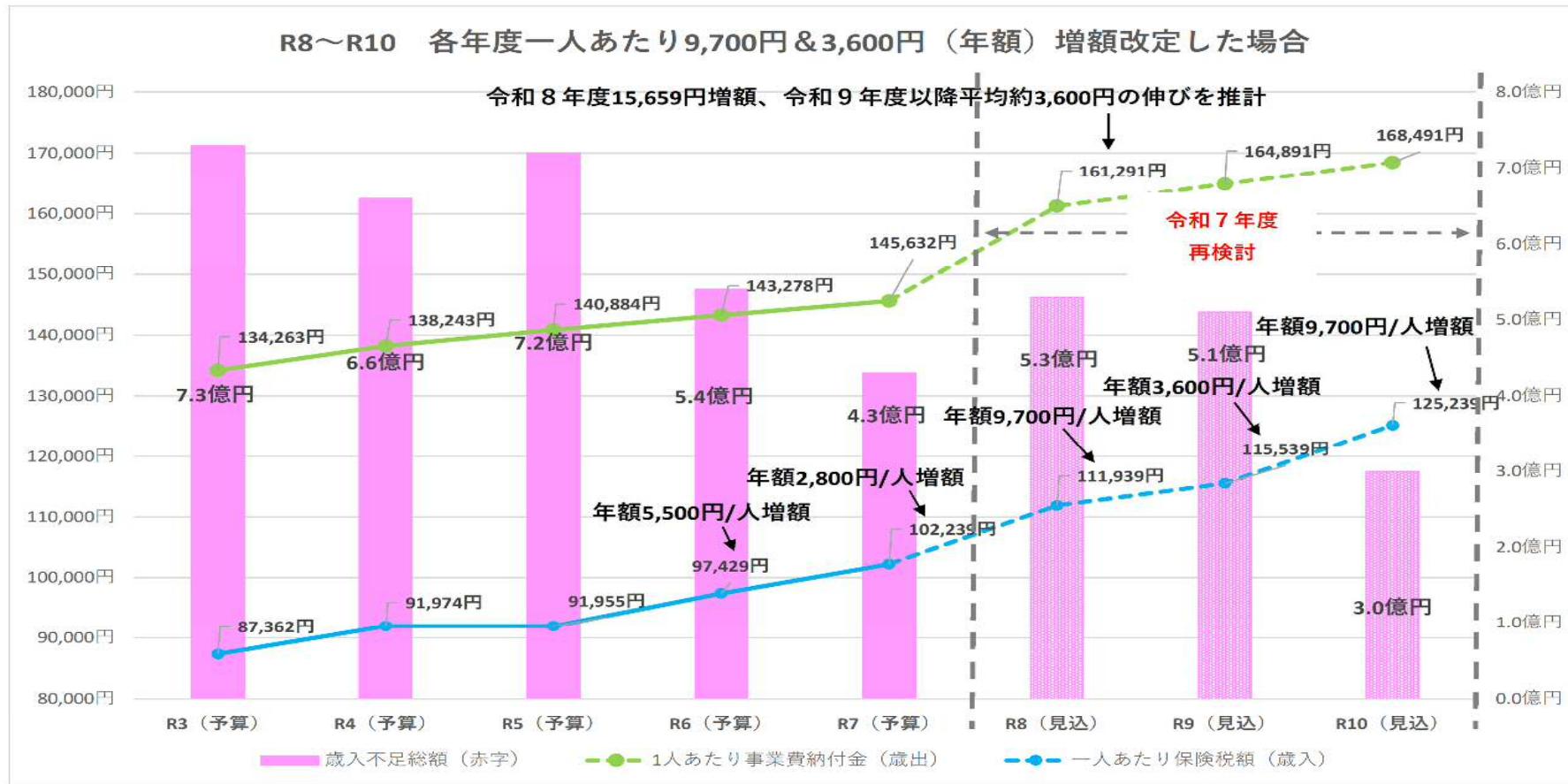
- （県対応案）令和8年度当初予算から県基金充当による納付金抑制は実施しない。
- （R7事業費納付金ベースでの影響額算定） $145,608\text{円} \div 147,773\text{円} \times 160,166\text{円} = 157,819\text{円}$
- 令和8年度以降の一人あたり事業費納付金の金額については、基金充当なしの場合の過去5年間の県全体の平均伸び率（最大値、最小値を除く）により推計し、1年度あたり約3,600円の増額を見込んだ。

令和8年度以降の改定へ向けた検討【税率】



改定案① 「令和10年度に歳入不足額を3億円とする場合」

- 令和7年度から8年度の事業費納付金の増額と今後の伸び及び被保険者への影響を考慮し、（令和8年度9,700円、令和9年度3,600円）の改定を行う。
- 前回改定時の「歳入不足額を令和10年度までに3億円程度まで削減するとした当面の目標」と同額程度とする。
- 今回の改定では、令和8年度9,700円程度、令和9年度3,600円程度増額することとし、令和10年度以降の改定方法は、令和9年度に再度、検討する。

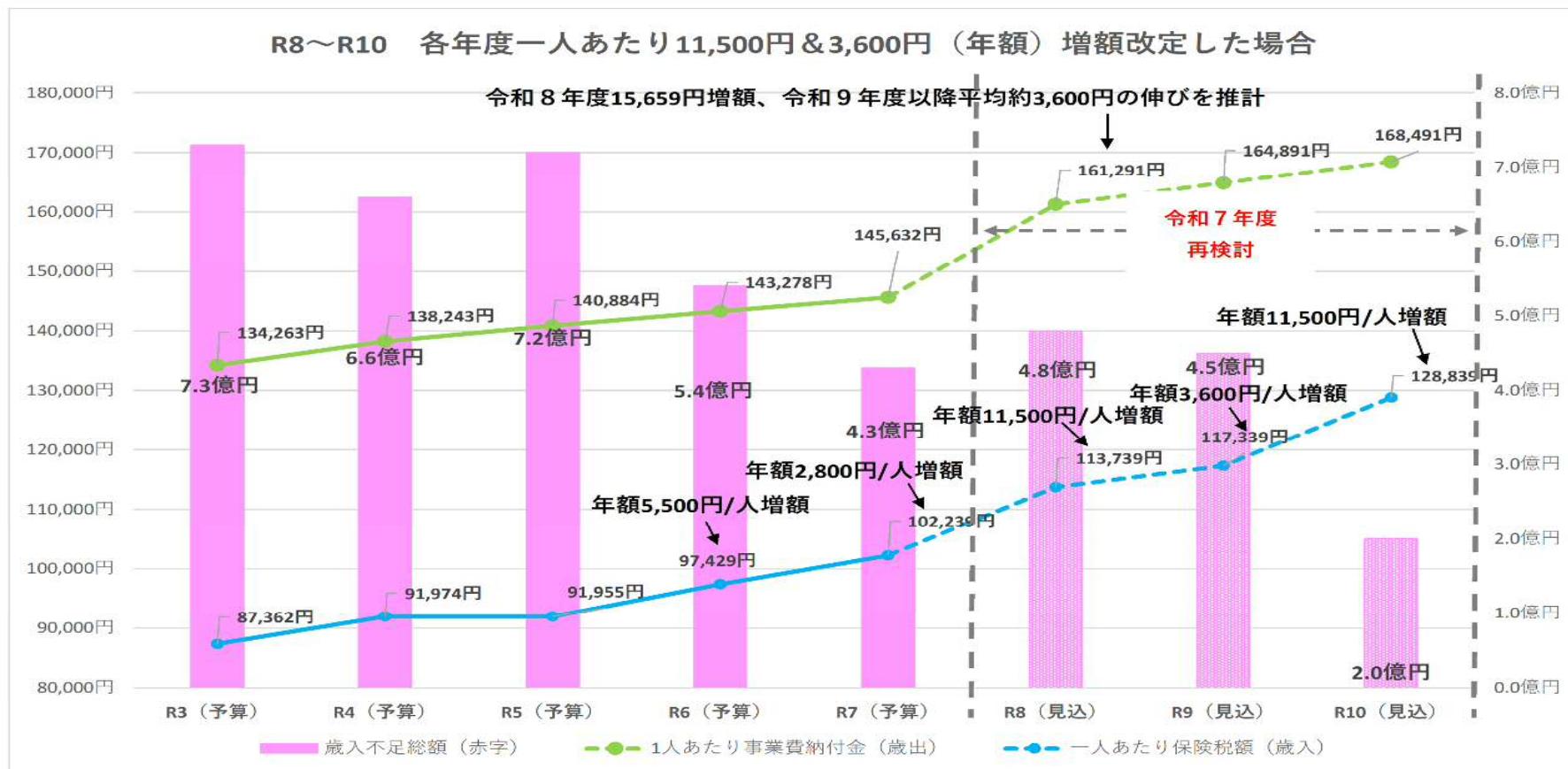


令和8年度以降の改定へ向けた検討【税率】



改定案② 「令和10年度に歳入不足額を2億円とする場合」

- 令和7年度から8年度の事業費納付金の増額と今後の伸び及び被保険者への影響を考慮し、（令和8年度11,500円、令和9年度3,600円）の改定を行う。
- 前回改定時の「歳入不足額を令和10年度までに3億円程度まで削減するとした当面の目標」は達成され、2億円程度とする。
- 今回の改定では、令和8年度11,500円程度、令和9年度3,600円程度増額することとし、令和10年度以降の改定方法は、令和9年度に再度、検討する。



子ども・子育て支援金【賦課方式と税率】



賦課方式

- ・県の方針案のとおり、**2方式（所得割・均等割）**とする。

（理由）

- ・子ども・子育て支援金は、医療給付の財源ではなく、別制度（少子化政策）への充当を目的とする面では、医療分・後期分と異なり、介護分の性質に近い。また、こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減措置があることからも、年齢で対象を区切る介護分（2方式）の考え方になじむ。

税率（参考）

区分	種別	令和8年度
子ども・子育て支援金分	所得割	0.25%
	均等割	1,800円
1人あたり賦課額		3,396円

賦課限度額と事業費納付金（仮算定）などが示され次第、再算定します。

子ども・子育て支援金【賦課方式と税率】



算定方法

(1) 被保険者数

- ・市の人口推計に、令和7年9月末の国保加入率を乗じて算定した。（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもの数を除いた被保険者数）

R06	R07	R08
27,600人	26,500人	25,900人

(2) 基準総所得 24,512,684,000円（令和7年本算定時）

(3) 賦課限度額 2万円で試算

(4) 納付金額

- ・令和8年度事業費納付金（子ども・子育て支援納付金分）見込額（県で試算）

R08
89,585,052円

(5) 保険税収納必要額

- ・納付金額と同額

(6) 予定収納率

- ・医療分と同じ96%とする。

(7) 賦課総額

- ・賦課総額（93,317,763円）＝保険税収納必要額（89,585,052円）÷予定収納率（96%）

(8) 賦課割合

- ・医療分と同じ所得割54%：均等割46%